



日野川水系大規模氾濫時の減災対策協議会 資料

規約の主な改正点

- 人事異動等による協議会及び幹事会構成員の役職、事務局の変更

①協議会構成員 烏取県危機管理部の役職変更

※鳥取県 危機管理局長 → 危機管理部長

②幹事会構成員 烏取県危機管理部の役職変更

※鳥取県 危機管理局 副局長兼危機管理政策課長 → 鳥取県 危機管理部 次長兼危機管理政策課長

③事務局 烏取県県土整備部の変更

※鳥取県 県土整備部 河川課 → 鳥取県 県土整備部 河川港湾局 河川課

改正(案)

日野川水系大規模氾濫時の減災対策協議会 規約

(名称)

第1条 本会は、水防法（昭和24年法律第193号）第15条の9に基づき組織することとし「日野川水系大規模氾濫時の減災対策協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

※この協議会で対象とする日野川水系とは、一級水系日野川のうち、日野川、法勝寺川を示す。

(目的)

第2条 日野川水系における堤防の決壊や越水等に伴う大規模な浸水被害に備え、隣接する市や県、国等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的かつ計画的に推進し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

(協議会の実施事項)

- 第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。
- 2 洪水の浸水想定等の水害リスク情報と、現状の減災に係る取組状況等の共有
 - 3 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排除を実現するために各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の作成・共有
 - 4 「地域の取組方針」に基づく対策の実施状況のフォローアップ
 - 5 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項

(協議会)

- 第4条 協議会は、別表1に掲げる委員をもって構成する。ただし、必要に応じ委員を追加することができる。
- 2 協議会は、前項によるもののほか、必要に応じて委員以外の者の出席を要請し、意見を聞くことができる。

(幹事会)

- 第5条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会の下に幹事会を置く。
- 2 幹事会は、別表2に掲げる委員をもって構成する。ただし、必要に応じ委員を追加することができる。
 - 3 幹事会は、前項によるもののほか、必要に応じて委員以外の者の出席を要請し、意見を聞くことができる。

(ダム洪水調節機能部会)

- 第6条 日野川水系における既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた取組にあたり
必要となる治水協定等について協議を行うため、日野川水系大規模氾濫時の減
災対策協議会ダム洪水調節機能部会（以下「ダム部会」と言う。）を置く。
- 2 ダム部会は、ダム洪水調節機能部会設置要綱に基づき、会議運営を行うもの
とする。

(会議の公開)

- 第7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容に
よっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。
- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより、公
開と見なす。

(協議会資料等の公表)

- 第8条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。た
だし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了
解を得て公表しないものとする。
- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を
得た後、公表するものとする。

(事務局)

- 第9条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。
- 2 事務局は、国土交通省中国地方整備局日野川河川事務所及び鳥取県県土整備部
河川港湾局河川課が共同で行う。

(雑則)

- 第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項について
は、協議会で定めるものとする。

(附則)

本規約は、平成28年 7月 6日から施行する。（第1回協議会の日）	
平成29年 5月19日一部改正	（第3回協議会の日）
平成29年11月16日一部改正	（第4回協議会の日）
平成30年 5月15日一部改正	（第5回協議会の日）
令和 2年 5月28日一部改正	（第8回協議会の日）
令和 3年 6月 3日一部改正	（第10回協議会の日）
令和 4年 5月30日一部改正	（第11回協議会の日）
令和 5年 5月30日一部改正	（第12回協議会の日）

令和 6年 6月 5日一部改正 (第13回協議会の日)

別表 1

日野川水系大規模氾濫時の減災対策協議会 委員

(委員) 米子市長
南部町長
伯耆町長
日吉津村長
鳥取県 危機管理部長
鳥取県西部総合事務所 米子県土整備局長
気象庁 鳥取地方気象台長
国土交通省中国地方整備局 倉吉河川国道事務所長
国土交通省中国地方整備局 日野川河川事務所長

(事務局) 鳥取県県土整備部河川港湾局 河川課
国土交通省中国地方整備局 日野川河川事務所

別表 2

日野川水系大規模氾濫時の減災対策幹事会 委員

(委員) 米子市 防災安全課長
米子市 都市整備部次長兼道路整備課長
南部町 防災監
伯耆町 総務課長
伯耆町 地域整備課長
日吉津村 総務課長
鳥取県 危機管理部 次長兼危機管理政策課長
鳥取県 西部総合事務所 計画調査課長
気象庁 鳥取地方気象台 防災管理官
国土交通省中国地方整備局 倉吉河川国道事務所 道路副所長
国土交通省中国地方整備局 日野川河川事務所 河川副所長

(事務局) 鳥取県国土整備部河川港湾局 河川課
国土交通省中国地方整備局 日野川河川事務所

日野川水系大規模氾濫時の減災対策協議会ダム洪水調節機能部会

設置要綱

(目的)

第1条 「日野川水系大規模氾濫時の減災対策協議会ダム洪水調節機能部会」(以下「ダム部会」という。)は、河川法(昭和39年法律第167号)第51条の2に基づくダム洪水調節機能協議会として設置するものであり、ダム部会は、昨今の水害の激甚化・頻発化に鑑み、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用して水害の発生の防止等が図られるよう、今後、河川管理者、関係利水者の密接な連携の下、事前放流の取組をより効果的に実施する必要があることから、洪水調節機能の向上の取組の継続・推進を図ることを目的とする。

(ダム部会の実施事項)

第2条 ダム部会は、次の事項を実施する。

- 1 事前放流を実施するための河川管理者と関係利水者との間で締結される治水協定の締結や見直しに必要な協議。
- 2 河川管理者と対象ダムとの間の情報網の整備に必要な協議。
- 3 事前放流の実施に必要となるダムの操作の操作規程等への反映に必要な協議。
- 4 利水容量を洪水調節に最大限活用するための工程表の作成や見直し及び工程表に基づく施設改良等の取組に必要な協議。
- 5 更に効果的に事前放流を実施するために必要となる降雨の予測精度の向上等に向けた技術・システム開発に必要な協議。
- 6 その他、洪水調節機能の向上に必要な協議。

(ダム部会の対象ダム)

第3条 ダム部会は、日野川水系における、菅沢ダム、賀祥ダム、朝鍋ダム、下蚊屋ダム、大宮ダム、保野川ダムを対象とする。

(ダム部会の構成)

第4条 ダム部会は、別表1の職にある者をもって構成する。
2 ダム部会は、必要に応じて別表1の職にあるもの以外の関係行政機関に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(会議の公開)

第5条 ダム部会は、原則非公開とする。

(ダム部会資料等の公表)

第6条 ダム部会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。
ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、ダム部会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 ダム部会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。
- 3 ダム部会の結果を日野川水系大規模氾濫時の減災対策協議会に報告するものとする。

(事務局)

第7条 ダム部会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局は、鳥取県国土整備部河川港湾局河川課及び国土交通省中国地方整備局日野川河川事務所が務める。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、ダム部会の運営に関し必要な事項については、ダム部会で定めるものとする。

(附則) 本要綱は、令和2年5月27日から施行する。

令和3年10月29日 一部改正

別表 1

日野川水系大規模氾濫時の減災対策協議会ダム洪水調節機能部会

(構成員)

米川土地改良区理事長

大山山麓地区土地改良区連合理事長

中国電力株式会社東部水力センター所長米子市水道局 計画課長

鳥取県企業局 工務課長

江府町 業建設課長

米子市 防災安全監

伯耆町 地域整備課長

大山町 農林水産課長

鳥取県西部総合事務所米子県土整備局 河川砂防課長

農林水産省中国四国農政局中国土地改良調査管理事務所長

気象庁鳥取気象台 防災管理官

国土交通省中国地方整備局日野川河川事務所長

(事務局)

鳥取県県土整備部河川港湾局 河川課

国土交通省中国地方整備局日野川河川事務所

「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく
日野川流域の減災に係る取組方針
(改正案)

令和6年6月 日

日野川水系大規模氾濫時の減災対策協議会

米子市、伯耆町、南部町、日吉津村、鳥取県、鳥取地方気象台、
国土交通省中国地方整備局

改定履歴

平成28年8月22日 策定
平成30年5月15日 見直し
令和元年5月22日 見直し
令和2年5月28日 見直し
令和3年6月 3日 2期目の「日野川流域の減災に係る取組方針」策定
に伴う改定
令和6年6月5日 見直し

1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨では、流下能力を上回る洪水により利根川水系鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生した。また、これらに住民の避難の遅れも加わり、近年の水害では例を見ないほどの多数の孤立者が発生する事態となった。今後、気候変動の影響により、このような施設の能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが懸念される。

こうした背景から、平成 27 年 12 月 10 日に社会資本整備審議会会長から国土交通大臣に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。本答申において「施設では守り切れない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、水防災意識社会を再構築する必要がある」とされていることを踏まえ、新たに「水防災意識社会 再構築ビジョン」として、全ての直轄河川とその沿川市町村において、水防災意識社会を再構築する以下の取組を行うこととした。

- ・住民が自らリスクを察知し主体的に避難するための、より実効性のある「住民目線のソフト対策」への転換
- ・優先的に整備が必要な区間における「洪水を安全に流すためのハード対策」の着実な推進
- ・越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫等「危機管理型ハード対策」の導入

日野川流域においては、この答申を踏まえ、減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的、計画的に推進するため、米子市、伯耆町、南部町、日吉津村、鳥取県、気象庁、国土交通省からなる、「日野川水系大規模氾濫時の減災対策協議会」を設立した。

日野川流域は東西方向の基幹交通施設である山陰道、国道 9 号、JR 山陰本線等をはじめ、南北方向には米子自動車道、JR 伯備線等の基幹交通施設が交差する交通の要衝であり、当該地域は鳥取県西部における社会、経済、文化に対して重要な役割を担っている。

流域内において、一度氾濫が起これば、浸水面積や浸水深など、その被害は甚大となるとともに、浸水時間の継続も想定される。

これまでにも、近年、昭和 47 年 7 月、平成 10 年 10 月、平成 18 年 7 月、平成 23 年 9 月の洪水において、流域に甚大な浸水被害をもたらした。

本協議会では、日野川流域の氾濫特性及び治水事業の現状を踏まえ、令和 2 年度までに、迅速かつ的確な避難、浸水を一刻も早く解消するための排水対策、防災教育の拡充等、大規模氾濫時の減災対策として、各構成機関が一体的・計画的に取り組む事項について検討を進め、今般、その結果を「日野川流域の減災に係る取組方針」（以下「取組方針」という。）としてとりまとめ、これを推進してきたところである。

令和3年度を迎えるにあたり、本協議会では、令和2年度までの取組方針に引き続き、令和7年度までの「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を目指した減災対策として、各構成機関が一体的・計画的に取り組む事項について検討を進め、今般、2期目の「日野川流域の減災に係る取組方針」としてとりまとめたところである。

今後、本協議会は緊密に連携し各種取組を緊急的かつ強力に推進することで「水防災意識社会」の一刻も早い再構築を目指すこととする。

取組方針の主な内容としては、

- ・鳥取県西部における社会、経済、文化に対して重要な役割を担う米子市街地とその周辺部が、広範囲に浸水するという水害リスクを住民や企業など広く一般に周知するため、分かり易い教材（堤防の越水時や決壊時における破壊力のある流水のイメージ動画など）等を用いて、小中学校における水害（防災）教育を平成29年度にモデル校を選定し実施するとともに、その後順次拡大を図る（平成32年度目標）ことや、洪水浸水想定区域内の住民や企業等を対象とした自衛水防の講習会や訓練を平成28年度より順次実施。
- ・家屋倒壊等氾濫想定区域が存在するところから、堤防強化等のハード対策を実施するとともに、避難計画の見直し、及び水平避難を促す凡例等を記載したハザードマップの作成、河川から離れているため、河川の状況がわからない地区の住民にも配慮した河川のリアルタイム映像等の情報提供の実施。
- ・氾濫域に国道9号等の主要道路網が密集していることから、冠水する範囲を関係者で共有し、標高の高い道路等を迂回路に設定したり、通行止めとする道路を予め想定しておいたりすることで、冠水による車両のスタック等による渋滞を未然に防ぐとともに、鉄道車両や運行管理施設の冠水被害を軽減し、浸水解消後早期の運行再開を可能にするため、河川管理者、沿川自治体に加え、道路管理者、交通事業者等と連携したタイムラインの作成及びタイムラインの時系列に基づく、より実践的な総合水防訓練等の実施。
- ・社会経済活動の早期再開、国道や鉄道網途絶の影響の最小化を図るため、氾濫水位を早期に低下させ、速やかに氾濫水を排水するための排水計画（平成29年度目標）に基づく排水訓練の実施。

協議会は、今後、毎年出水期前に関係機関が一堂に会し、進捗状況を共有するとともに、必要に応じて取組方針の見直しを行うなどのフォローアップを行い、水防災意識を高めていくこととしている。

なお、本取組方針は本協議会規約第3条に基づき作成したものである。

(※この協議会で対象とする日野川水系とは、一級水系日野川のうち、日野川、法勝寺川を示す。)

2. 本協議会の構成員

本協議会の構成員とそれぞれの構成員が所属する機関（以下、「構成機関」という。）は以下のとおりである。

構成機関	構成員
米子市	市長
伯耆町	町長
南部町	町長
日吉津村	村長
鳥取県	危機管理部長
"	米子県土整備局長
気象庁	鳥取地方気象台長
国土交通省 中国地方整備局	倉吉河川国道事務所長
"	日野川河川事務所長

3. 日野川流域の概要と主な課題

(1) 日野川流域の概要と氾濫特性

日野川は、その源を鳥取県日野郡日南町三国山（標高1,004m）に発し、印賀川等を合わせ北東に流れ、日野郡江府町で俣野川等を合わせて北流し、西伯郡の平野を流れ、米子市観音寺において法勝寺川を合わせ、米子市、日吉津村において日本海に注ぐ、幹川流路延長^{*}77km、流域面積870km²の一級河川である。

日野川流域は、鳥取県の西端に位置し、関係市町村は米子市、伯耆町、南部町、江府町、日野町、日南町、大山町、日吉津村の1市6町1村からなり、流域内人口は約6万人、流域の土地利用は山地等が約92%、水田や畠地等の農地が約7%、宅地等の市街地が約1%となっている。流域には東西方向の基幹交通施設である山陰道、国道9号、JR山陰本線等をはじめ、南北方向には米子自動車道、JR伯備線等の基幹交通施設が交差する交通の要衝であり、鳥取県西部における社会、経済、文化に対して重要な役割を担っている。

表1 日野川の諸元

流路延長	流域面積	流域内人口
77km (全国65位)	870km ² (全国71位)	約6万人
想定氾濫区域内		
面積	人口	人口密度
62km ²	約8.7万人	1,400人 /1km ²
流域内の主な都市と人口		
米子市(14万8千人)		
伯耆町(1万2千人)		

注)第9回河川現況調査(基準年:平成17年)による。ただし、流域内の都市の人口は、「平成22年国勢調査」による。全国順位は、一級水系109の中での順位。

* 幹川流路延長：

一般的に、一つの水系の中で水源から河口までの長さ、流量、流域面積の大きさ等から幹川を定め、河口から谷をさかのぼった分水界(異なる水系との境界線)上の点までの流路の延長をいう。

また、日野川水系における大規模氾濫が発生した時の氾濫特性(特徴的な事象)については、概ね以下のとおりである。

- ① 洪水、内水氾濫に弱い地形特性として、日野川下流部において、米子市街地を形成している扇状地(氾濫原)は、その殆どが日野川の計画高水位より低い地盤高の平地部となっており、洪水や内水氾濫に弱い地形特性となっている。そのため、洪水により日野川や法勝寺川の堤防が決壊すると、広範囲にわたって浸水し、甚大な被害が発生するおそれがある。特に、堤内地盤高が河床より低い箇所

等においては、日野川、法勝寺川本川への自然排水が困難であり、浸水を助長（継続）するおそれもある。また、浸水範囲については、日野川左岸（西側）の堤防が決壊した場合は弓ヶ浜半島に沿って境港方面、日野川右岸（東側）の堤防が決壊した場合は日吉津村全体へも広がり、佐陀川を越えて日野川流域外にまで及ぶことも想定される。浸水範囲内には、市町村役場等行政機関、大学付属病院等医療機関、JR等交通機関、大規模企業等が点在している。

- ② 日野川上流部においては、JR伯備線と国道181号が、法勝寺川上流部においては、国道180号が河川に併走しており、浸水や河岸侵食等によって、それらが分断されやすい状況となっている。これら地域における主要交通が分断されれば、地域住民の避難活動や（緊急）災害支援物資の輸送、また、地場の企業や広域への物流にも甚大な影響が出る。
- ③ 家屋が立地している場所の地形状況によっては、河川からの洪水の氾濫流で、家屋が倒壊してしまうおそれがある。その倒壊範囲は沿川をはじめ、河川区域から約0.5～1.6km離れた場所にも、約230haにわたり広く存在する。
- ④ 日野川・法勝寺川における過去の被災履歴（破堤箇所）等から、日野川については昭和9年、法勝寺川については昭和34年以降、破堤災害が発生しておらず、外水氾濫に対する住民の危機意識の低下が懸念される。

(2) 過去の洪水による被害状況

日野川水系では、過去から度重なる洪水被害に見舞われ、昭和年代に入ってからも昭和9年9月（室戸台風）洪水、昭和20年9月（枕崎台風）洪水、昭和34年9月（伊勢湾台風）洪水において甚大な被害が発生している。

特に昭和34年9月洪水では、法勝寺川において堤防が決壊し、甚大な被害が発生している。

近年では、昭和47年7月洪水、平成10年10月洪水（台風10号）、平成18年7月洪水、平成23年9月洪水（台風12号）で浸水被害が発生している。

特に平成23年9月洪水では、法勝寺川青木地区において甚大な内水氾濫*が発生した。

* 内水氾濫：河川の水を外水と呼ぶのに対し、堤防で守られた内側の土地（人が住んでいる側）にある水を内水と呼びます。大雨が降ると川の合流地点で水位が上昇することで、内水の水はけが悪化し、建物や土地・道路が水に浸かってしまうことをいう。

表2 過去の主な洪水と日野川流域における被害概要

発生年月日	発生原因	ピーク流量(m^3/s)		被害状況	備考
		日野川(車尾)	法勝寺川(福市)		
明治19年9月	台風	5,100～6,100 (推定値)	780～930 (推定値)	死者 浸水家屋 約2,800戸	
明治26年10月	台風	3,500 (推定値)	不明	浸水家屋 約2,119戸	
大正7年9月	台風	3,200 (推定値)	550 (推定値)	流失家屋2戸、半壊家屋1戸 (上記、日野郡の被害*) 浸水家屋 日野川 芝田(福市)堤防・ 法勝寺川兼久堤防60間決壊	
昭和9年9月	室戸台風	3,100 (推定値)	不明	死者 浸水家屋 約3万戸(県全域) 2,390戸(流域内)	
昭和20年9月	枕崎台風	3,200 (推定値) 戦後最大洪水	335 (推定値)	¹⁾ 死者 床上浸水 床下浸水 田畠 約5,400町歩	
昭和34年9月	伊勢湾 台風	2,052 (推定値)	370 (推定値) 戦後最大洪水	²⁾ 家屋浸水 淀江町淀江10戸、 大山町5戸、伯仙町1戸 法勝寺川堤防決壊(西伯町内)	
昭和47年7月	梅雨前線	1,801 (実績値)	321 (推定値)	²⁾ 床上浸水 床下浸水 浸水面積 265戸 2,821戸 360ha	
昭和62年10月	秋雨前線	1,049 (実績値)	110 (実績値)	²⁾ 浸水家屋 40戸	
平成10年10月	台風10号	1,587 (実績値)	318 (実績値)	²⁾ 床下浸水 浸水面積 6戸 13ha	
平成18年7月	梅雨前線	2,333 (実績値)	173 (実績値)	²⁾ 床上浸水 床下浸水 浸水面積 1戸 32戸 41ha	
平成23年9月	台風12号	2,517 (実績値)	317 (実績値)	²⁾ 床上浸水 床下浸水 浸水面積 8戸 17戸 60ha	
平成30年9月	台風24号	2,672 (実績値)	350 (実績値)	²⁾ 浸水面積 6ha	

注1) 県全域の被害数量、注2) 流域内の被害数量

出典 M19年・M26年・T7年洪水・S9年洪水：河川災害史調査（S58.2 国土交通省）、
T7年洪水：日野郡の被害(*)は鳥取新報、S20年洪水：米子市史（米子市）、
S34年洪水：日本海新聞（S34.9.28）、S47年洪水：昭和四七年七月豪雨災害史（国土交通省）、
S62年洪水：日野川河川事務所のあゆみ、
H10年洪水～H23年洪水：日野川河川事務所資料

(3) 日野川の現状と課題

日野川の治水事業としては、平成28年3月に日野川水系河川整備計画を策定し、今後概ね30年間で「築堤」「河道掘削」「堰改築・継ぎ足し」「支川処理対策」等の河川整備を実施することで、日野川・法勝寺川において、戦後最大洪水（日野川：昭和20年9月洪水、法勝寺川：昭和34年9月洪水）と同規模の洪水に対して、洪水氾濫による浸水被害の防止を図るように、ハード対策を推進しているところである。

こうした治水事業の現状と過去の水害を踏まえた主な課題は、以下のとおりである。

- ①治水事業の現状として、未だ計画高水流量に対して、流下能力が不足している外、質的整備が完了していない堤防があり、現在の整備水準を上回る洪水に対して、浸水被害が懸念されることから、想定される浸水リスクを住民に周知するとともに、情報伝達の体制整備や迅速かつ的確な避難行動のための啓発が必要である。
- ②近年洪水の被害実績として、内水氾濫が頻発しており、内水対策としても、支川処理等ハード整備に併せソフト対策として大規模水害を想定した場合の排水計画の作成や排水活動の取組等が必要である。
- ③住民における意識として、破堤等による大規模な洪水氾濫等が昭和34年以降には発生しておらず、外水氾濫に対する危機意識の低下が懸念されるため、防災教育（学習）や防災知識の普及に努める必要がある。

以上の課題等を踏まえて、日野川流域の大規模水害に備え、具体的な取組を実施することにより「水防災意識社会」の再構築を目指すものである。

4. 現状の取組状況

日野川水系における減災対策について、各構成機関で現状を確認し、課題の抽出を行った。

各構成機関が現在実施している主な減災に係る取組と課題は、以下のとおりである。

①情報伝達、避難計画等に関する事項

※現状：○ 課題：●（以下同様）

想定される浸水リスクの周知	○ 日野川において、想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域及び堤防が決壊した際の氾濫シミュレーション結果を日野川河川事務所のWEBサイト等で公表している。	
	● 想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図等が浸水リスクとして認識されていない。	ア
洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミング	○ 水位、雨量情報は、ホームページ等で情報提供している。	
	○ 河川水位の動向に応じて、水防に関する「水防警報」や避難等に資する「洪水予報」を自治体向けに通知しているとともに、「洪水予報」については一般に周知している。	
	○ 堤防決壊のおそれがある場合には、日野川河川事務所長から関係自治体首長に対して情報伝達することとしている。	
	○ 多機関連携型タイムラインを作成しており、運用後の振り返り及び見直しを実施している。	
	● 洪水予報等の防災情報の意味やその情報による対応が住民には十分認知されていないことが懸念される。	イ
	● 水位の名称が多数あり、一般住民にわかりにくい。	ウ
	● 住民がとるべき行動について、わかりやすい情報となっていない。	エ
	● 外国人、障がい者等へ、確実迅速に伝達する体制の整備を検討する必要がある。	オ
避難指示等の発令基準	○ 発令等に関する基準を地域防災計画に記載し、その基準に基づき発令等を行うこととしている。	
	● 浸水範囲が広いため、事前に発令の範囲を定めておくことが困難である。	カ

	<ul style="list-style-type: none"> ● 各機関の動きに応じた的確な情報をリードタイムの取れた適切なタイミングで発表出来ているか十分に把握できていない。 	キ
	<ul style="list-style-type: none"> ● 夜間に発令する際には、事前の情報提供が必要である。 	ク
	<ul style="list-style-type: none"> ● 情報提供範囲については、予め定めておく必要がある。 	ケ
	<ul style="list-style-type: none"> ● 河川毎にタイムラインが異なるため、総合的なタイムラインが必要である。 	コ
	<ul style="list-style-type: none"> ● 早めの避難のためには、より精度の高い予測が必要となる。 	サ
	<ul style="list-style-type: none"> ● 想定最大規模と計画規模の降雨に関する災害対応の基本方針がない。 	シ
避難場所、避難経路	<ul style="list-style-type: none"> ○ 浸水想定区域図や氾濫シミュレーション結果等を公表して、ハザードマップ作成を支援している。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難経路については、地域において研修会等で協議しながら、検討及び選定している。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難場所については、ハザードマップの配布やウェブサイト、広報紙等により周知している。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 公表された想定最大規模降雨における浸水想定区域図に対して、現在の避難場所、避難計画等の説明が困難。より具体的な対応が求められる。 	ス
	<ul style="list-style-type: none"> ● 想定最大では浸水範囲（深）が大きくなり、避難場所、避難経路の設定が困難となる。 	セ
	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難経路が未設定のエリアがある。 	ソ
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基本的には、防災無線、広報車、メール、ウェブサイト、屋外スピーカー等の発信が主として利用されている。 	
住民等への情報伝達の体制や方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民自らが必要な情報を取得出来ていない可能性がある。 	タ
	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難情報について、外国人を対象とした多言語化への対応や、聴覚障がい者等への対応が十分ではない。 	チ
	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民に切迫感が伝わっていない。 	ツ
	<ul style="list-style-type: none"> ● とるべき行動について、住民にわかりやすい情報となっていない。 	テ
避難誘導体制	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村職員、消防団員（水防団員）、自主防災組織が連携し、消防、警察と調整しながら避難誘導を実施している。 	

	● 夜間、荒天時においては、安全な避難を可能とする体制と人員確保が不十分である。	ト
--	--	---

②水防に関する事項

項目	現状と課題	
河川水位等に係る情報提供	○ 水防に係る情報としては、国土交通省が基準水位観測所の水位の動向に即して「水防警報」を発した場合は、鳥取県に通知しており、県は水防管理者に通知している。	
	○ メール、ＷＥＢサイト、防災無線、ＴＶ放送等により、周知している。	
	○ 伝達系統図に基づき、情報提供している。	
	● 外国人、障がい者等に対して、入手方法が容易でわかりやすい情報発信を検討する必要がある。	ナ
	● 情報伝達の効率化、時間短縮を検討していく必要がある。	ニ
	● 消防団員（水防団員）への情報提供の徹底が必要である。	ヌ
河川の巡視区間	● 情報ツールの使用に、日頃から慣れておくことが必要である。	ネ
	○ 消防団員（水防団員）が各々の管轄区域内の巡視を行っている。	
	● 河川巡視のタイミングや確認及び報告方法について検討、習得が必要。	ノ
水防資機材等の整備状況	● 水防警戒情報による河川巡視を依頼する時間が難しい。	ハ
	○ 各市町村等で土のう袋やシート等を庁舎、水防倉庫などに備蓄している。	
	○ 堤防の決壊時の応急復旧用の根固めブロックや大型土のう等、所定の場所に備蓄し、適宜補充している。	
	● 災害時の支援、又は情報交換に関する中国地整と関係自治体間の取り決めに従い、円滑な防災対応を図るものとしている。	
	● より充実した資機材を備える必要があるが、保管場所や費用面に問題がある。	ヒ

市町村庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本庁、支所、消防・警察等の防災機関の施設、医療機関、学校、コミュニティセンター等の防災基幹施設の安全化（浸水対策、非常用電源整備等）を図り、災害時における応急対策活動拠点としての機能確保に努めている。 	
-------------------------	--	--

③氾濫水の排水、施設運用に関する事項

項目	現状と課題	
排水施設、排水資機材の操作・運用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器は平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機材を扱う職員等への教育体制も確保し、常時、災害発生による出動体制を確保している。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水門、排水樋門等については、市町村へ操作委託して、点検や訓練を行っている。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 想定最大規模に対する排水ポンプ車の運搬配置計画、排水機場の効果的な操作、排水先等の検討が必要である。 	フ
	<ul style="list-style-type: none"> ● 排水施設整備については、費用面等の問題がある。 	ヘ
	<ul style="list-style-type: none"> ● 排水ポンプの操作訓練を行う必要がある。 	ホ

④河川管理施設の整備に関する事項

項目	現状と課題	
洪水を安全に流すためのハード対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 河川整備計画に基づき、堤防高及び堤防断面が不足する区間の整備を進めている。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 危機管理型ハード整備の検討が必要である。 	マ
	<ul style="list-style-type: none"> ● 日野川では昭和20年9月洪水、法勝寺川では昭和34年9月洪水と同規模の洪水で、家屋浸水などの被害が発生する恐れがある。 	ミ

5. 減災のための目標

本協議会で今後概ね5年（令和7年度まで）で達成すべき減災目標は以下のとおりである。

【5年間で達成すべき目標】

氾濫水が、貯留する上流部や、流域外を含む広範囲へ広がる下流部の氾濫特性を踏まえ、日野川では大規模水害に対し、ハード・ソフト対策を推進して「逃げ遅れゼロ」「社会経済被害の最小化」「防災意識の向上」を目指す。

※大規模水害・・・想定最大規模降雨における洪水氾濫による被害

※逃げ遅れ・・・立ち退き避難が必要なエリアからの避難が遅れ孤立した状態

※社会経済被害の最小化・・・大規模水害による社会経済被害を軽減し、早期に再開できる状態

また、上記目標達成に向け以下の取組を実施。

1. 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

2. 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動等の取組

3. 防災意識の向上を図るべく防災教育（学習）拡充のための取組

6. 概ね5年で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成機関が取り組む主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。（参考資料－2参照）

①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

主な取組項目	目標時期	取組機関
■ 洪水を安全に流すためのハード対策の推進		
・堤防整備（パイピング対策、流下能力対策）	ミ	継続実施 中国地整
■ 危機管理型ハード対策の推進		
・堤防整備（裏法尻補強） ・整備内容の検討	マ・ミ	継続実施 中国地整
■ 避難行動、水防活動に資する基盤等の整備		
・洪水に対し、リスクの高い箇所を監視する危機管理型水位計（簡易水位計）やCCTV等の整備・公表 ・避難行動等に資する水位予測等の精度向上 ・河川のリアルタイム映像の提供設備の整備	サ・ニ	継続実施 鳥取県・中国地整
・危機管理型水位計の活用方法検討	サ・ニ	継続実施 中国地整
・水防資機材等の整備とその情報共有 ・非常時の相互支援方法の確認	ヒ	継続実施 米子市・伯耆町・ 南部町・日吉津村 ・鳥取県・ 中国地整

<ul style="list-style-type: none"> ・想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図及び新たに設定された家屋倒壊等氾濫想定区域に基づく避難計画の見直し ・（当該市町村内の避難場所だけで避難所を収容できない場合等においては）隣接市町村等における避難場所の設定や洪水時の連絡体制等について検討及び調整を実施 	カ・キ・ク・セ・ソ	H28年度から継続実施（県管理河川の洪水浸水想定区域図公表後より実施）	米子市・伯耆町・南部町・日吉津村 ・鳥取県・中国地整
<ul style="list-style-type: none"> ・出水期前にホットラインの構築状況、タイミングを確認 	エ	継続実施	協議会全体
■ 想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図に基づくハザードマップの作成・周知等			
<ul style="list-style-type: none"> ・想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの周知 	ア・ス	H28年度から継続実施	鳥取県・中国地整
<ul style="list-style-type: none"> ・想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図に基づく避難勧告等を発令する範囲及び基準の見直し検討 	カ・ケ・シ	H28年度から継続実施（県管理河川の洪水浸水想定区域図公表後より実施）	米子市・伯耆町・南部町・日吉津村 ・鳥取県・中国地整
<ul style="list-style-type: none"> ・洪水浸水想定区域内の要配慮者（社会福祉施設等）利用施設の管理者が策定する避難計画作成等の支援や定住外国人等を対象とした避難情報の提供 	オ・チ・ナ	H28年度から継続実施（県管理河川の洪水浸水想定区域図公表後より実施）	米子市・伯耆町・南部町・日吉津村 ・鳥取県・中国地整
<ul style="list-style-type: none"> ・夜間、荒天時等における避難勧告の発令基準の作成、避難誘導体制の検討 	ト	県管理河川の洪水浸水想定区域図公表後より実施	米子市・伯耆町・南部町・日吉津村
<ul style="list-style-type: none"> ・（日野川水系の水害リスクを踏まえ）商工会議所等と連携した企業向け啓発活動（水防災学習やリーフレット配布等）及び大規模氾濫を想定した自衛水防の講習会や訓練の実施 	ア	H28年度から継続実施（県管理河川の洪水浸水想定区域図公表後より実施）	米子市・伯耆町・南部町・日吉津村 ・鳥取県・中国地整

・想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図に基づくハザードマップを作成し、洪水浸水想定区域内の各戸・事業所へ配付及び「国土交通省ハザードマップポータルサイト」へ登録	ア	県管理河川の洪水浸水想定区域図公表後より実施	米子市・伯耆町・南部町・日吉津村・中国地整
■ 多様な防災活動を含むタイムラインの作成及び見直し			
・河川管理者、沿川自治体、住民、交通サービス、道路管理者等と連携したタイムラインの作成及び見直し ・多機関連携型タイムラインの運用及び訓練や出水期開けの振り返り検討会を踏まえた見直し	キ・ク・コ・ハ	H28年度から定期的に実施	協議会全体
・避難勧告に着目したタイムラインに基づく、より実践的な総合水防訓練の実施 ・マイ・タイムライン、支え愛マップの作成促進 ・避難所管理マニュアルの作成及び見直し	ツ・テ	H28年度から定期的に実施	協議会全体
■ 市町村長に対し助言を行う者の育成及び派遣			
・市町村長に対し助言を行う者の育成及び派遣	キ・サ	H28年度から定期的に実施	協議会全体
・河川防災担当職員等を対象とした研修の実施	ヌ・ノ	H28年度から定期的に実施	協議会全体
■ 河川リアルタイム映像等の提供環境の整備			
・避難の目安となる目標物のリアルタイム映像情報の配信、共有	オ・テ・ニ	継続実施	中国地整
・川の防災情報や地上デジタル放送のデータ放送、水害リスクラインの活用促進のための周知	オ・テ・ニ	H28年度から定期的に実施	中国地整
・プッシュ型の洪水予報等の情報発信	オ・テ・ニ	H29年度から継続実施	協議会全体
■ ダム再生の推進			
・操作規則等の総点検を実施し、柔軟な対応が可能である場合は、関係機関との調整を行い操作要領等を作成	ミ	H29年度から継続実施	鳥取県・中国地整
■ 既存ダムの洪水調節機能強化			
・利水ダムを含む既存ダムの事前放流等による洪水調節機能の早期強化により洪水被害軽減を図る	ミ	R2年度から継続実施	鳥取県・中国地整・ダム管理者・関係利水者

②一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動等の取り組み

主な取組項目	目標時期	取組機関
■ 排水計画（案）の検討及び作成、排水訓練の実施及び参加		
・排水施設の情報を共有し、大規模水害を想定した排水手法の検討 ・大規模水害を想定した排水計画（案）の作成	フ	継続実施 米子市・伯耆町・南部町・日吉津村・鳥取県・中国地整
・排水計画に基づく排水訓練等の実施及び参加	フ・ホ	H30年度から定期的に実施 米子市・伯耆町・南部町・日吉津村・鳥取県・中国地整
■ 排水活動等に資する施設整備等		
・効率的、効果的な排水施設、釜場等の（施設）整備	ヘ	H30年度から継続検討 中国地整・鳥取県
・（フラップ化等）無動力化施設の抽出と整備計画の作成	ヘ	継続検討 中国地整

③防災意識の向上を図るべく防災教育（学習）拡充のための取組

主な取組項目	目標時期	取組機関
■ 防災教育（学習）資料等の作成		
・堤防の越水時や決壊時における流水の破壊力に関するイメージ動画の作成	ツ	H28年度から継続実施 中国地整
・小中学校などと連携した日野川水系の洪水の特徴を踏まえた防災教育資料の作成	ウ・エ	H28年度から継続実施 中国地整
・住民の水防災意識の向上に資するイメージ動画等のツールの作成	エ・ツ・テ	H28年度から継続実施 中国地整
■ 防災教育（学習）や防災知識の普及		
・小中学校などと連携した日野川水系の洪水の特徴を踏まえた防災教育の拡充	イ・ネ	H29年度から定期的に実施 協議会全体
・住民の水防災意識の向上に資するイメージ動画等のツールを活用した、より実践的な防災学習の実施	イ・タ・ネ	H29年度から定期的に実施 協議会全体

7. フォローアップ

各構成機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画等に反映することによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

今後、取組方針に基づき連携して減災対策を推進し、毎年出水期前に協議会を開催し、進捗状況を確認するとともに、必要に応じて取組方針の見直しを行う。

また、実施した取組についても訓練・防災教育（学習）等を通じて習熟、改善を図るなど、継続的にフォローアップを行うこととする。

なお、本協議会は、今後、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集した上で、隨時、取組方針を見直すこととする。

また「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画についても、必要に応じて本協議会において実施状況を報告し、取組方針の見直しを検討する。

○概ね5年で実施する取組

参考資料—2

具体的な取組の柱		目標時期	実施する機関					
事 項	具体的取組		米子市	伯耆町	南部町	日吉津村	鳥取県	国
①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組								
■洪水を安全に流すためのハード対策の推進	・堤防整備 (パイピング対策、流下能力対策)	継続実施						中国地整
■危機管理型ハード対策の推進	・整備内容の検討 ・堤防整備 (裏法尻補強)	継続実施						中国地整
■避難行動・水防活動に資する基盤等の整備	・洪水に対しリスクの高い箇所を監視する危機管理型水位計 (簡易水位計)やCCTV等の整備・公表	H28年度から 継続実施					○	中国地整
	・危機管理型水位計の活用方法検討	継続実施						中国地整
	・避難行動等に資する水位予測等の精度向上	継続実施						中国地整
	・河川のリアルタイム映像の提供設備の整備	継続実施						中国地整
	・水防資機材等の整備とその情報共有 ・非常時の相互支援方法の確認	継続実施	○	○	○	○	○	中国地整
	・想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図及び家屋倒壊等氾濫想定区域に基づく避難計画の見直し ・(当該市町村内の避難場所だけで避難所を収容できない場合等においては)隣接市町村等における避難場所の設定や洪水時の連絡体制等について検討及び調整を実施	H28年度から 継続実施 (県管理河川の洪水浸水想定区域図公表後より実施)	○	○	○	○	○	中国地整
	・出水期前にホットラインの構築状況、タイミングを確認	継続実施	○	○	○	○		中国地整
■想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図に基づくハザードマップの作成・周知等	・想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの周知	H28年度から 継続実施					○	中国地整
	・想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図に基づく避難勧告等を発令する範囲、基準の見直し検討	H28年度から 継続実施 (県管理河川の洪水浸水想定区域図公表後より実施)	○	○	○	○	○	中国地整
	・洪水浸水想定区域内の要配慮者(社会福祉施設等)利用施設の管理者が策定する避難計画作成等の支援や定住外国人等を対象とした避難情報の提供	H28年度から 継続実施 (県管理河川の洪水浸水想定区域図公表後より実施)	○	○	○	○	○	中国地整
	・夜間、荒天時における避難勧告等の発令基準の作成、避難誘導体制の検討	県管理河川の洪水浸水想定区域図公表後より実施	○	○	○	○		
	・日野川の水害リスクを踏まえ商工会議所等と連携した企業向け啓発活動(水防災学習やリーフレット配布等)及び大規模氾濫を想定した自衛水防の講習会や訓練の実施	H28年度から 継続実施 (県管理河川の洪水浸水想定区域図公表後より実施)	○	○	○	○	○	中国地整
	・想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図に基づくハザードマップを作成し、洪水浸水想定区域内の各戸、事業所へ配布及び「国土交通省ハザードマップポータルサイト」へ登録	県管理河川の洪水浸水想定区域図公表後より実施	○	○	○	○		中国地整
■多様な防災行動を含むタイムラインの作成及び見直し	・河川管理者、沿川自治体、住民、交通サービス、道路管理者等と連携したタイムラインの作成及び見直し ・多機関連携型タイムラインの運用及び訓練や出水期開けの振り返り検討会を踏まえた見直し	H28年度から定期的に実施	○	○	○	○	○	中国地整 気象台
	・避難勧告に着目したタイムラインに基づく、より実践的な総合水防訓練(鳥取県水防訓練)等の実施や住民の避難訓練 ・マイ・タイムライン、支え愛マップの作成促進	H28年度から定期的に実施	○	○	○	○	○	中国地整 気象台
	・避難所運営マニュアルの作成及び見直し	H28年度から定期的に実施	○	○	○	○	○	

■市町村長に対し助言を行う者の育成及び派遣	・市町村長に対し助言を行う者の育成及び派遣	H28 年度から定期的に実施	○	○	○	○	○	○	中国地整 気象台
	・河川防災担当職員等を対象とした研修の実施	H28 年度から定期的に実施	○	○	○	○	○	○	中国地整 気象台
■河川リアルタイム映像等の提供環境の整備									
■ダム再生の推進	・避難の目安となる目標物のリアルタイム映像情報の配信・共有	継続実施							中国地整
	・川の防災情報や地上デジタル放送のデータ放送、水害リスクラインの活用促進のための周知	H28 年度から定期的に実施							中国地整
	・プッシュ型の洪水予報等の情報発信	H29 年度から継続実施	○	○	○	○	○	○	中国地整 気象台
■既存ダムの洪水調節機能強化									
・操作規則等の総点検を実施し、柔軟な対応が可能である場合は、関係機関との調整を行い操作要領等を作成		H29 年度から継続実施						○	中国地整
・利水ダムを含む既存ダムの事前放流等による洪水調節機能の早期強化により洪水被害軽減を図る		R2 年度から継続実施						○	中国地整

具体的な取組の柱	事 項	目標時期	実施する機関					
			米子市	伯耆町	南部町	日吉津村	鳥取県	国

②一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動等の取組

■排水計画（案）の検討及び作成、排水訓練の実施及び参加	・排水施設の情報を共有し、大規模水害を想定した排水手法の検討	H29 年度	○	○	○	○	○	○	中国地整
	・大規模水害を想定した排水計画（案）の作成								
	・排水計画に基づく排水訓練の実施及び参加	H30 年度から定期的に実施	○	○	○	○	○	○	中国地整
■排水活動等に資する施設等整備									
■排水活動等に資する施設等整備	・排水施設、窯場等の（施設）整備	H30 年度から継続検討						○	中国地整
	・（ラップ化等）無動力化施設の抽出と整備計画の作成	継続検討							中国地整

③防災意識の向上を図るべく防災教育（学習）拡充のための取組

■防災教育（学習）資料等の作成	・堤防の越水時や決壊における流水の破壊力に関するイメージ動画の作成	H28 年度から継続実施							中国地整
	・小中学校などと連携した日野川水系の洪水の特徴を踏まえた水害（防災）教育資料の作成	H28 年度から継続実施							中国地整
	・住民の水防災意識の向上に資するイメージ動画等のツールの作成	H28 年度から継続実施							中国地整
■防災教育（学習）や防災知識の普及									
■防災教育（学習）や防災知識の普及	・小中学校などと連携した日野川水系の洪水の特徴を踏まえた水害（防災）教育の拡充	H29 年度から定期的に実施	○	○	○	○	○	○	中国地整 気象台
	・住民の水防災意識の向上に資するイメージ動画等のツールを活用した、より実践的な防災学習の実施	H29 年度から定期的に実施	○	○	○	○	○	○	中国地整 気象台

○概ね5年で実施する取組

具体的な取組の柱 事 項	実施する機関						
	米子市	伯耆町	南部町	日吉津村	鳥取県	気象台	中国地整
①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組							
■洪水を安全に流すためのハード対策の推進	・堤防整備 (パイピング対策、流下能力対策)						・パイピング対策 ・流下能力対策 (継続実施)
■危機管理型ハード対策の推進							
	・整備内容の検討 ・堤防整備 (裏法尻補強)						・裏法尻補強 (継続実施)
■避難行動、水防活動に資する基盤等の整備							
・洪水に対しリスクの高い箇所を監視する危機管理型水位計(簡易水位計)等の整備・公表						・CCTVの設置・公表(順次実施)	・簡易水位計の設置・公表(継続実施)
・危機管理型水位計の活用方法検討							・危機管理型水位計の活用方針検討
・河川のリアルタイム映像の提供設備の整備及び避難行動等に資する水位予測等の精度向上							・河川のリアルタイム映像の提供設備の整備及び避難行動等に資する水位予測等の精度向上(継続実施)
・水防資機材等の整備とその情報共有 ・非常時の相互支援方法の確認	・必要箇所(順次実施)	・同左	・同左	・同左	・同左		・必要箇所(継続実施)
・想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図及び家屋倒壊等氾濫想定区域に基づく避難計画の見直し ・(当該市町村内の避難場所だけで避難所を収容できない場合等においては)隣接市町村等における避難場所の設定や洪水時の連絡体制等について検討及び調整を実施	・想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図に基づき、避難計画の見直しを行う。	同左	同左	同左	・想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図に基づき、避難計画の見直しの支援を行う。		・想定最大規模降雨と頻度の高い計画降雨の使い分けについて検討し、情報共有する。
■想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図に基づくハザードマップの作成・周知等							
・想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの周知					・(県管理河川分)H28年度以降継続実施		・H28年度公表
・想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図に基づく避難勧告等を発令する範囲、基準の見直し検討	・想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図に基づき、必要があれば避難勧告等を発令する範囲、基準の見直しを行う。	同左	同左	同左	・想定最大規模降雨の浸水想定区域図に基づく避難勧告等の発令基準の見直し検討の支援		・想定最大規模降雨の浸水想定区域図に基づく避難勧告等の発令基準の見直し検討の支援
・洪水浸水想定区域内の要配慮者(社会福祉施設等)利用施設の管理者が策定する避難計画作成等の支援や定住外国人等を対象とした避難情報の提供	・洪水浸水想定区域内の要配慮者(社会福祉施設等)利用施設管理者が策定する避難計画作成等の支援や定住外国人等を対象とした避難情報の提供。	同左	同左	同左	・県の要配慮者利用施設の避難計画の作成及び避難情報の提供の実施		・要配慮者利用施設の避難計画の作成及び避難情報の提供の実施支援
・夜間、荒天時における避難勧告等の発令基準の作成・避難誘導体制の検討	・夜間、荒天時において、住民が安全に避難できるよう避難判断基準や避難誘導体制の検討を行う。(県管理河川の洪水浸水想定区域図公表後より実施)	同左	同左	同左			

	<ul style="list-style-type: none"> ・日野川水系の水害リスクを踏まえ、商工会議所等と連携した企業向け啓発活動（水防災学習やリーフレット配布等）及び大規模氾濫を想定した自衛水防の講習会や訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・日野川水系の水害リスクを踏まえ、商工会議所等と連携した企業向け水害（防災）教育及び大規模氾濫を想定した自衛水防の講習会や訓練の実施（県管理河川の洪水浸水想定区域図公表後より実施） 	同左	同左	同左	同左	同左	・日野川水系の水害リスクを踏まえ、商工会議所等と連携した企業向け水害（防災）教育及び大規模氾濫を想定した自衛水防の講習会や訓練の実施（県管理河川の洪水浸水想定区域図公表後より実施）
	<ul style="list-style-type: none"> ・想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図に基づくハザードマップを作成し、洪水浸水想定区域内の各戸・事業所へ配付及び「国土交通省ハザードマップポータルサイト」へ登録 	<ul style="list-style-type: none"> ・想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図に基づき、ハザードマップを作成し、洪水浸水想定区域内の各戸・事業所へ配付（県管理河川の洪水浸水想定区域図公表後より実施） 	同左	同左	同左			・作成されたハザードマップを「国土交通省ハザードマップポータルサイト」へ登録する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・出水期前にホットラインの構築状況、タイミングを確認 	<p>ホットラインの連絡先、情報提供のタイミングを事務所と確認</p>	同左	同左	同左	同左		ホットラインの連絡先、情報提供のタイミングを市町の担当者と確認

○概ね5年で実施する取組

具体的な取組の柱	実施する機関						
	事 項	米子市	伯耆町	南部町	日吉津村	鳥取県	気象台
具体的取組							
■多様な防災行動を含むタイムラインの作成及び見直し							
・河川管理者、沿川自治体、住民、交通サービス道路管理者等と連携したタイムラインの作成及び見直し ・多機関連携型タイムラインの運用及び訓練や出水期開けの振り返り検討会を踏まえた見直し ※福祉施設等避難行動要支援者の行動も反映	・河川のタイムラインだけでなく、気象情報や他の災害危険度を考慮した、複合的かつ精度の高いタイムラインの検討(継続実施)	同左	同左	同左	・避難勧告の発令に着目したタイムラインの見直しへの支援	同左	同左
・避難勧告に着目したタイムラインに基づく、より実践的な総合水防訓練（鳥取県水防訓練）等の実施や住民の避難訓練 ・マイ・タイムライン、支え愛マップの作成促進	・避難勧告に着目したタイムラインに基づく、より実践的な総合防災訓練（鳥取県）の実施(H28年度から定期的に実施)	同左	同左	同左	・市町村の避難勧告と連動したタイムラインを用いた訓練への支援	同左	同左
・避難所運営マニュアルの作成及び見直し	・浸水域が拡大したことによる避難所の指定を検討する。避難所における長期的な運営方針、計画、ルール等について記載。	同左	同左	同左	・市町村の避難所運営マニュアルの作成支援		
■市町村長に対し助言を行う者の育成及び派遣							
・市町村長に対し助言を行う者の育成及び派遣	・研修への参加	同左	同左	同左	・研修への参加及び必要に応じて研修講師の派遣	・中国地整(日野川河川事務所)などの関係機関と連携し、気象等に関連した講義への講師派遣要請を受けければ、可能な範囲で職員を派遣する	・河川防災に関する研修の実施(注目すべき水位データの見方等)
・河川防災担当職員等を対象とした研修の実施	・研修への参加	同左	同左	同左	・研修への参加及び必要に応じて研修講師の派遣	・中国地整(日野川河川事務所)などの関係機関と連携し、気象等に関連した講義への講師派遣要請を受けければ、可能な範囲で職員を派遣する	・河川防災に関する研修の実施(注目すべき水位データの見方等)
■河川リアルタイム映像等の提供環境の整備							
・避難の目安となる目標物のリアルタイム映像情報の配信、共有							・避難の目安となる目標物のリアルタイム映像情報の配信・共有(継続実施)
・川の防災情報や地上デジタル放送、水害リスクラインのデータ放送の活用促進のための周知							・川の防災情報や地上デジタル放送のデータ放送の活用促進のための周知(H28年度から定期的に実施)
・プッシュ型の洪水予報等の情報発信	・多様な主体（外国人や聴覚障がい者など）へ確実に情報を伝える手段の構築	同左	同左	同左	・多様な主体（外国人や聴覚障がい者など）へ確実に情報を伝える手段の検討	同左	・プッシュ型の洪水予報等の情報発信(H29年度から継続実施)
■ダム再生の推進							

		<ul style="list-style-type: none"> 操作規則等の総点検を実施し、柔軟な対応が可能である場合は、関係機関との調整を行い操作要領等を作成 				<ul style="list-style-type: none"> 水利権者との調整 		<p>操作規則等の総点検（H29年度）を実施した上で、柔軟な対応が可能である場合は、関係機関との調整を行い操作要領等を作成して、関係自治体への周知を行う。</p>
■既存ダムの洪水調節機能強化								
		<ul style="list-style-type: none"> 利水ダムを含む既存ダムの事前放流等による洪水調節機能の早期強化により洪水被害軽減を図る 				<ul style="list-style-type: none"> 河川管理者と各ダム管理者及び関係利水者（ダムに権利を有する者）との間で治水協定を締結しダムの統一的な運用を図る。 		<ul style="list-style-type: none"> 河川管理者と各ダム管理者及び関係利水者（ダムに権利を有する者）との間で治水協定を締結しダムの統一的な運用を図る。
②一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動等の取組								
■排水計画（案）の作成、排水訓練の実施及び参加								
	<ul style="list-style-type: none"> 排水施設の情報を共有し、大規模水害を想定した排水手法の検討 大規模水害を想定した排水計画（案）の作成 	<ul style="list-style-type: none"> 排水施設の情報を共有し、大規模水害を想定した排水手法の検討を行う。 	同左	同左	同左	<ul style="list-style-type: none"> 排水施設の情報共有、排水手法の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画（案）の作成 		<ul style="list-style-type: none"> 排水施設の情報共有、排水手法の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画（案）の作成
	<ul style="list-style-type: none"> 排水計画に基づく排水訓練の実施及び参加 	<ul style="list-style-type: none"> 排水訓練への参加 	同左	同左	同左	<ul style="list-style-type: none"> 排水訓練の実施（作成後から定期的に実施） 		<ul style="list-style-type: none"> 排水訓練の実施（作成後から定期的に実施）
■排水活動等に資する施設等の整備								
	<ul style="list-style-type: none"> 排水施設、釜場等の（施設）整備 					<ul style="list-style-type: none"> 必要な施設整備の検討 		<ul style="list-style-type: none"> 必要箇所（継続実施）
	<ul style="list-style-type: none"> （ラップ化等）無動力化施設の抽出と整備計画の作成 							<ul style="list-style-type: none"> 整備可能箇所を抽出した上、継続して整備計画の作成を行う。

③防災意識の向上を図るべく防災教育（学習）拡充のための取組

■防災教育（学習）資料等の作成							
	・堤防の越水時や決壊時における流水の破壊力に関するイメージ動画の作成						・堤防の越水時や決壊時における流水の破壊力に関するイメージ動画の作成を行う。
	・小中学校等と連携した日野川水系の洪水の特徴を踏まえた防災教育（学習）資料の作成						・小中学校等と連携した日野川水系の洪水の特徴を踏まえた水害（防災）教育資料の作成を行う。 ・児童でも理解しやすい模型等を作成する。 ・防災学習の指導内容及び地域の特性に合わせた学習材料等を作成し、防災学習の取り組みを進める。（その際学校教育関係者等との協力等も検討する） ・リーディング小学校と連携して、防災学習の指導計画を作成する。
	・住民の水防災意識の向上に資するイメージ動画等のツールの作成 ※防災教育にも活用						・住民の水防災意識の向上に資するイメージ動画等のツールの作成を行う。
■防災教育（学習）や防災知識の普及							
	・小中学校等と連携した日野川水系の洪水の特徴を踏まえた防災教育の拡充 ※既にある手引きやアドバイザーの活用も活かす	・行政職員が講師となり実施。内容については、水害のみではなく、土砂災害や避難訓練等を総合防災として行う。H29年度からモデル校を選定し実施するとともに順次拡大していく。 ・防災教育の一環として（防災学習指導計画に基づく）防災学習授業を行う。	同左	同左	同左	・小中学校等と連携した水害（防災）教育の拡充	同左
	・住民の水防災意識の向上に資するイメージ動画等のツールを活用した、より実践的な防災学習の実施	・出前講座等を活用した防災学習の実施（H29年度から定期的に実施）	同左	同左	同左	・地域住民等を対象とした出前講座の実施	同左

日野川水系大規模氾濫時の 減災対策協議会 説明資料

- 1. これまでの検討経緯……………P40
- 2. 令和5年度の主な取組内容……………P41
- 3. 令和6年度の主な取組予定……………P53

別紙:各取組項目におけるスケジュール

第13回 日野川水系大規模氾濫時の減災対策協議会

これまでの検討経緯

第1期

- 平成28年7月 「日野川水系大規模氾濫時の減災対策協議会」設立
- 平成28年8月 「日野川流域の減災に係る取組方針」策定
- 平成29年5月 減災対策協議会1回開催:フォローアップ他
- 平成29年6月 緊急行動計画
- 平成29~31年 減災対策協議会3回開催:行動計画反映、タイムライン検討会発足
- 平成31年1月 緊急行動計画の改訂
- 令和元~2年 減災対策協議会2回開催:ダム部会設置、フォローアップ 他

第2期 (現在)

- 令和3年6月 第9回減災対策協議会:今後5カ年(令和3~7年度)の取組方針

【5年間で取り組む項目】

- ①逃げ遅れゼロにむけた迅速かつ的確な避難行動のための取組
- ②一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動等の取組
- ③防災意識の向上を図るべく防災教育(学習)拡充のための取組

- 令和3年10月 第10回減災対策協議会 :規約改正

- 令和4年5月 第11回減災対策協議会:令和3年度フォローアップ

- 令和5年5月 第12回減災対策協議会:令和4年度フォローアップ

- 令和6年6月 第13回減災対策協議会:令和5年度フォローアップ



第12回協議会

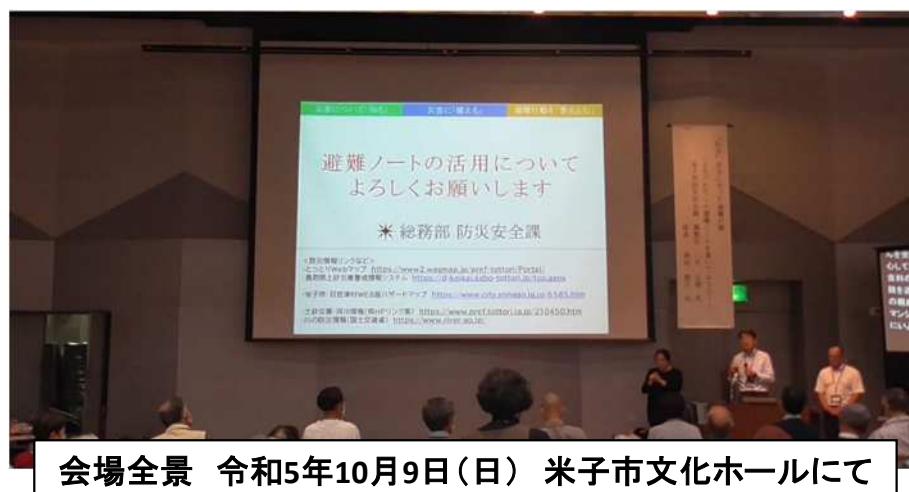
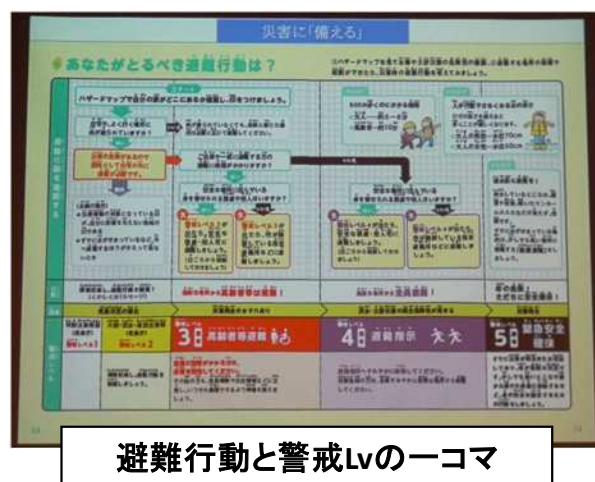
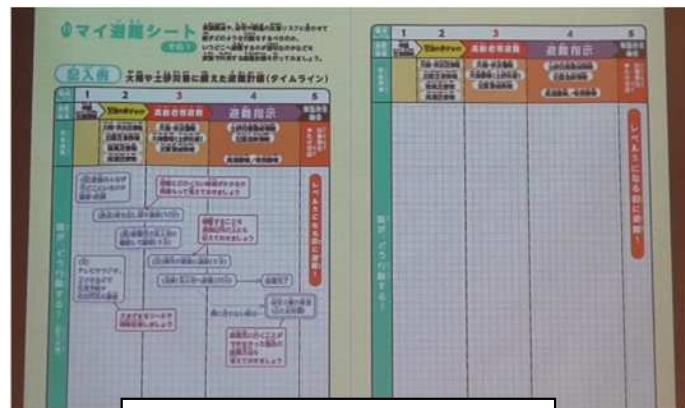
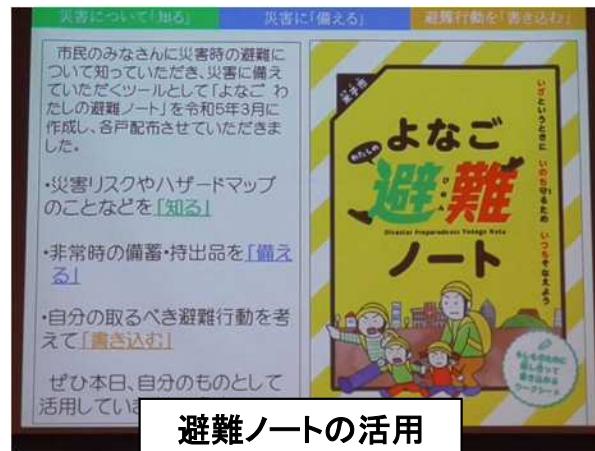
令和5年度 日野川減災対策協議会における主な取組内容

1. よなご避難ノートの啓発講座
2. 避難所用品の購入、防災講演会・水防研修の実施
3. 水防資機材を使用した訓練の実施
4. 水防資機材の整備とその情報共有
5. 日野川水害タイムライン検討会
6. 小中学校などと連携した日野川水系の洪水の特徴を踏まえた
水害(防災)教育の拡充
7. 気象キャスターによるマイ・タイムライン講座での
水害(防災)教育の拡充
8. 排水計画に基づく排水訓練等の実施及び参加

1. 令和5年度の主な取組内容

・具体的取組 ○避難スイッチの取組・タイムライン作成支援のため、『よなご避難ノート』の使い方、書き込み方など啓発講座を行った。

- 「よなご避難ノート」普及活用のため、主に高齢者中心でのコミュニティである市民講座「米子人生大学」において、総合的な普及講義を行い、周知と計画作成の啓発を行った。



・避難所用物品の購入、防災講演会・水防研修の実施

- 避難所用物品等の購入
 - ・ポータブル蓄電池 1台（フル充電時 ノートPC118時間、スマホ充電約300回分）
 - ・避難所用ベッド 約50台
 - ・土嚢袋 500枚
- 地域等での防災講演会の実施
 - ・食生活改善推進委員、伯耆町赤十字奉仕団、ロイヤルシティ大山リゾート等 計5回
- 職員向け水防研修の実施



赤十字奉仕団への講演の様子



避難所用ベッド



救助艇研修の様子

・水防資機材を使用した訓練の実施

- 村防災訓練の想定災害の設定を「風水害」として実施。
- 消防団の訓練として、救助用ゴムボート及び排水ポンプ等を使用した、救助及び排水訓練を併せて実施。



小学校プールを利用し、救助用資機材訓練

・水防資機材等の整備とその情報共有

保有する水防資機材の状況を平素より管理し、必要に応じて補充するなど、緊急時ににおける速やかな対応を図る。



・水防資機材等の整備とその情報共有

保有する水防資機材の状況を平素より管理し、必要に応じて補充するなど、緊急時ににおける速やかな対応を図る。

備蓄資材及び備蓄土一覧表 (R5年4月現在)

日野川河川事務所 非常時 備蓄資材 調査 (日野川管理室 資材倉庫)

令和5年4月1日現在

資材名称	規 格	備蓄数量			支所在庫	備 巻
		出張所	菅沢ダム	合 計		
土のう袋			20,400	20,400	袋	袋
土のう袋	耐候性		500	500	袋	袋
大型土のう			20	20	袋	袋
大型土のう	耐候性		280	280	袋	袋
オートフック	5t 吊り用		2	2	基	基
ビニールシート	5.4m×2.7m		30	30	枚	枚
ビニールシート	5.4m×3.6m		20	20	枚	枚
金串	直径16mm 長さ1.2m		190	190	本	本
金串	直径16mm 長さ1.8m		50	50	本	本
二子繩			12	12	巻	巻
鉄線	10#亜鉛メッキ		400	400	m	m
軍手			2	2	打	打
掛矢			4	4	丁	丁
ベンチ			5	5	丁	丁
アングルカッター			5	5	丁	丁
シン			6	6	丁	丁
タコ			2	2	本	本
スコップ			89	89	本	本
手オノ			6	6	丁	丁
大ハンマー			3	3	丁	丁
大かま			5	5	丁	丁
かま			7	7	丁	丁
一輪車			5	5	台	台
つるはし			5	5	丁	丁
トラローブ			1	1	丁	丁
ひしゃく			7	7	個	個
水能マット			2	2	枚	枚
水防マット			2	2	枚	枚
オイルフェンス	ナスコC3-A	4	15	19	本	15 本 20m/本
オイルフェンス	ナスコクレモナフェンス	4		4	本	本 20m/本
オイルフェンス	スマレイ 直径7.5cm×10m×2本	11	6	17	箱	6 箱
オイルマット	スマレイロングマット(20m)	4		4	箱	箱 20m/箱
オイルマット	スマレイロングマット(10m)	1		1	箱	箱 10m/箱
オイルマット	スマレイ万国旗型 22枚(一連)		6	6	箱	6 箱
オイルマット	もりの木太郎(20枚入り)	20		20	箱	箱 20枚/箱
オイルマット	タフネルオイルプロッター BL-50	3	9	12	本	9 本 100枚/箱
オイルマット	タフネルオイルプロッター BL-65		1	1	本	1 本 100枚/箱
オイルマット	α'ゲル-1000シート	27		27	箱	箱 50枚/箱
オイルマット	オイルプロックマットタイプ	1		1	箱	箱 12枚/箱
ゲル化剤	マイティゲルライトMG-2000	2		2	缶	缶
ゲル化剤	マイティゲルライトMG-1650	2		2	缶	缶
粉末油吸収剤	オイルスパンジペールタイプ	6		6	缶	缶
洗浄液	SC-1000	3		3	缶	缶
Bee Bee Worker		6		6	個	個
ゲル化剤散布機		1		1	台	台

■備蓄土

位置(地先名)	距離標(km)	完成年度	整 備 内 容	関係市町村
日野川 右岸 (富吉地先)	1.8 ~ 1.9	S63	L=100m, B=9m, A=900m ² , V=1,400m ³	日吉津村
日野川 左岸 (皆生地先)	2.0 ~ 2.2	H2	L=200m, B=20m, A=4,000m ² , V=17,000m ³	米子市
日野川 左岸 (福市地先)	5.3 ~ 5.4	S62	L=80m, B=7m, A=560m ² , V=1,000m ³	米子市
日野川 右岸 (八幡地先)	7.7 ~ 7.8	H元	L=120m, B=6m, A=720m ² , V=1,800m ³	米子市
法勝寺川 左岸 (宗像地先)	1.1	H元	L=50m, B=6m, A=300m ² , V=500m ³	米子市

■ブロック

位置(地先名)	距離標(km)	備 蓄 内 容
日野川 右岸 (日吉津村富吉地先)	1.8	六脚ブロック3t型(3.41t) 91個、ストーンブロック4t型(3.6t) 23個
日野川 左岸 (米子市福市地先)	4.7	土のう 500体、六脚ブロック2t型(1.98t) 25個、六脚ブロック3t型(3.41t) 22個、三連ブロック4t型(3.89t) 52個
日野川 左岸 (伯耆町宇代地先)	14.6	三連ブロック4t型(3.89t) 78個

第8回 日野川水害タイムライン検討会

令和5年6月8日(木)

国土交通省 日野川河川事務所 (13:30~15:00)

令和5年度の出水対応に向けて、タイムラインの運用や各機関の防災行動について確認することを目的とした第8回検討会を開催しました。

◆参加機関

米子市	防災安全課、道路整備課、学校教育課、水道局	交通機関	JR西日本(株)、日ノ丸自動車(株)
伯耆町	総務課、地域整備課	ライフライン	中国電力ネットワーク(株)、米子ガス(株)
南部町	総務課、建設課、健康福祉課	通信インフラ	NTT西日本(株)
日吉津村	建設産業課、教育委員会事務局	報道機関	山陰中央テレビジョン放送(株)、(株)DARAZZミニティ放送
鳥取県	河川課、米子県土整備局、警察本部、米子警察署、黒坂警察署、西部広域行政管理組合消防局	国土交通省	倉吉河川国道事務所、日野川河川事務所
気象庁	鳥取地方気象台		
福祉施設	なんぶ幸朋苑、米子ワークホーム		



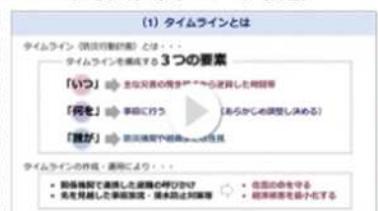
＜検討会の様子＞

◆タイムラインの概要、運用方法の確認

- 出水期に向けたタイムラインの確認や、新任の方に理解を深めて頂くことを目的として、タイムラインの概要や運用方法を事務局より説明。
- タイムラインの引継ぎツールとして作成したタイムライン解説動画を用いて説明。（動画は日野川河川事務所YouTubeに後日アップロード予定）

〈タイムラインの概要、運用方法の確認内容〉

- タイムラインとは
- タイムラインが想定する浸水被害
- 立ち上げ・レベル移行基準の修正案
- タイムラインの活用場面 等



◆タイムラインの読み合せ

＜第7回検討会で挙げられた意見を踏まえたタイムラインの改善方針＞

テーマ	改善方針
①出水時の情報統制について	✓タイムライン策定以降、本格的な出水が発生していないため、まずは重要行動項目とそれに関する情報を読み合わせにて確認。
②タイムラインレベル発動・移行時の情報発信内容について	✓タイムラインレベル発動・移行時のメールへ「次のメール発信予定」を記載し、関係機関が次の行動を取る目安の情報を継続的に発信。
③タイムライン解説動画、学習サイトについて	✓タイムラインの引継ぎに活用できるツールとして、タイムライン解説動画、学習サイトを構築。
④オンライン情報共有について	✓出水時は各機関の防災対応で忙しいため、関係機関が参加しやすい台風説明会との同時開催で運用。
⑤マルチ画面お気に入り機能について	✓スマートフォン対応として、画面分割数も選択できるお気に入り機能を追加。

- 令和4年12月に開催した第7回検討会で挙げられた意見を踏まえたタイムラインの改善方針に基づき、タイムラインの読み合せを実施。

読み合せ(1)自機関の行動項目、各機関が発信する情報の確認
・タイムラインのレベル毎に、防災行動の全体像や、自機関の行動項目、各機関が発信する情報を確認

読み合せ(2)タイムラインの運用・活用方法
・テーマ②～⑤の改善方針について事務局より説明



＜タイムラインレベル毎のイメージする状況＞

◆講評



- 出水時の情報共有を的確に行うためには、タイムラインについて平時から理解を深めて頂くことが重要である。
- 今後も関係機間に意見を頂きながらタイムラインをブラッシュアップし、人命や財産の保全に努めて頂きたい。

- タイムラインの運用においては、多くの機関から発信される情報を収集・活用することが重要である。
- 新しい担当の方もタイムラインを確認して頂き、「逃げ遅れゼロ」を目指して尽力して頂きたい。



◆まとめ

- 令和5年度の出水期への備えとして、タイムラインの概要や運用方法、各レベルにおける防災行動の全体像や自機関の防災行動を確認することができた。
- 本検討会の意見を踏まえてタイムラインをブラッシュアップし、各機関における出水対応の円滑な実施を目指す。

第9回 日野川水害タイムライン検討会

令和5年12月7日(木)

国土交通省 日野川河川事務所 (10:00~12:00)

令和5年の出水対応の振り返り、タイムラインのブラッシュアップに向けた課題・解決策の検討を目的として、第9回検討会を開催しました。

◆参加機関

出席：20機関 32名
米子市 防災安全課、水道局
伯耆町 総務課
南部町 総務課
鳥取県 危機管理政策課、河川課、米子埠頭監査課、米子監査署、黒坂監査署、西部広域行政管理結合消防局
気象庁 鳥取地方気象台
防衛省 陸上自衛隊

福祉施設	なんぶ幸朋苑、よなご大平園
ライフライン	中国電力ネットワーク㈱、米子ガス㈱
交通	西日本旅客鉄道㈱
通信インフラ	NTT西日本㈱
報道機関	朝日ARAZZコミュニケーションズ放送
	国土交通省 日野川河川事務所

<検討会の様子> 対面+Web会議併用で開催



◆令和5年出水期の振り返り

- 令和5年出水期における中国管内の出水概要、台風7号による鳥取県内の被害状況を共有した。
- 日野川においては、**タイムラインを計4回発動し、うち2回はレベル1に到達したもの、大きな被害は発生しなかった。**

<タイムラインの発動状況>

期間	要因	レベル到達
① 6/30~7/1	梅雨前線への警戒	レベル注意
② 7/7~10	梅雨前線への警戒	レベル注意
③ 7/13~14	梅雨前線への警戒	レベル1
④ 8/14~16	台風第7号	レベル1

◆事前アンケート結果

- 事前に関係機関に実施した令和5年出水期振り返りアンケート結果を共有した。
- アンケートでは「台風7号により鳥取市等では孤立被害が発生したが、未然に防ぐために早めの住民避難が必要」との意見が挙げられた。

◆状況付与に基づく連携課題の抽出

- 令和5年出水期は日野川では大きな被害が無かったが、鳥取県内では孤立等の大規模な被害が発生したことを踏まえて、以下の通りグループワークの内容を設定。



グループワーク内容	PDCAサイクル
① 状況付与	D: タイムライン運用
② 状況に間違する防災行動項目の確認	C: 出水対応の振り返り
③ 連携に関する課題抽出	A: タイムラインの改善検討
④ 解決策の整理	
⑤ 全体意見交換	

<グループワークの様子>



-次第-

- 開会挨拶
- 令和5年度の振り返り
- 事前アンケート結果について
- 状況付与に基づく連携課題の抽出
- 連絡事項・質疑応答
- 講評
- 閉会挨拶

<グループワークで挙げられた課題と解決策>

グループ	課題	解決策
住民の避難・救助	レベル4,5で実施する対応のイメージ不足	・訓練の実施 ・台風7号の被害状況を鳥取市から共有
	情報を共有する機関の拡充	・気象防災オンライン会議への参加機関の追加
	水害に対する住民の意識低下	・水害リスクの周知 ・地区の活動活性化・防災教育の実施
	線状降水帯による急な水位上昇への対応	・避難情報の的確な発令判断
交通途絶	リアルタイムの情報共有	・情報共有手段として台風説明会・危機感共有会議、気象防災オンライン会議をタイムラインへ追記
	鉄道事業者としての住民避難支援	・住民の避難先としての駅舎や車両の開放を検討
ライフラインの停止	復旧ルートに係る道路情報の入手	・道路情報を入手するスキームを県+市町村へ拡充
	情報入手先が複数にわたる場合の混乱	・情報の入手先を一本化

◆講評

▶タイムラインは関係機関の行動が見えるようになっており、タイムラインを通じて他機関との連携に必要なことを考えて頂きたい。

▶関係機関の皆さんからの改善意見によってタイムラインはより有用なものになるので、積極的な活用と改善意見の提示をお願いしたい。



鳥取大学 三輪座長

◆まとめ

- 台風7号当時の被害・対応状況を鳥取市から情報提供して頂き、実際の流れに基づいて訓練ができると実対応の流れがイメージできて有意義。
- タイムラインは各機関のマニュアルから防災対応を抽出して整理したものであり、タイムラインへの項目の追加や自機関のマニュアルの変更点の反映が無いか確認し、令和6年度出水期に向けてタイムラインを改善。

・小中学校などと連携した日野川水系の洪水の特徴を踏まえた水害(防災)教育の拡充

- 令和5年9月15日(金) 米子市立車尾(くずも)小学校において、小学4年生4クラスの児童へ向けた出前講座「水防災学習」を実施しました。
- 今回の学習では、車尾小学校校区の全域が浸水域にあることから、ハザードマップを使って日野川・法勝寺川が氾濫するとどのくらい浸水するか。どこに避難するか。を確認し、「逃げる」ことが重要だと理解してもらいました。
- 児童からは、避難の時にどこに逃げるといいか?台風の情報はどのように検索すればいいか?などの質問ができる等、熱心さが伝わってきました。

講義の様子



・小中学校などと連携した日野川水系の洪水の特徴を踏まえた水害(防災)教育の拡充

- 令和5年11月8日(水) 伯耆町立岸本小学校において、小学4年生2クラスの児童へ向けた出前講座「水防災学習」を実施しました。
- 今回の学習では、岸本小学校校区が浸水域にあることから、日野川の洪水被害、平成30年の出水状況などを説明するとともに、ハザードマップを使って日野川が氾濫するとどのくらい浸水するか、どこに避難するかなどを確認し、自分の命を守るために、「逃げる」ことが大切で、事前に情報収集や準備をしておくことを学習してもらいました。
- 児童からは、避難の時にどこに逃げるといいか?台風の情報はどのように検索すればいいか?などの質問ができる等、熱心さが伝わってきました。

講義の様子



・気象キャスターによるマイ・タイムライン講座での水害(防災)教育の拡充

- 令和6年3月17日(日) 米子コンベンションセンターにおいて、流域治水プロジェクトの一環としてマイ・タイムライン講習会を開催し、日野川流域の住民約30名が参加しました。
- 講師は次のとおり、
 福田歩美 気象キャスター (NHK松江「しまねっとNEWS610」に出演)
 町田朱里 気象キャスター (日本海テレビ「おびわんっ!」「ニュースevery日本海」に出演)
- 参加者には、「逃げキッド」を使用し、自分の住んでいる所の浸水深や家庭の状況・避難先を考えて、それぞれの「マイ・タイムライン」を作成しました。
 ○参加者が考えた自分の準備事項
 - ・貴重品を浸水しない2階に上げておく
 - ・車を浸水地域でない会社の駐車場に移動する



福田歩美 気象キャスター
 ○日野川の水害リスク
 ○最近の気象災害
 ○様々な防災情報



町田朱里 気象キャスター
 ○マイ・タイムラインとは
 ○マイ・タイムラインの作成



【逃げキッド】



・排水計画に基づく排水訓練等の実施及び参加

- 「災害時の応急対策に関する協定」の締結協力事業者を対象に、災害対策機械の操作訓練を実施し、操作の習熟度向上を図る。

災害対策機械訓練状況(令和5年6月17日)

照明車訓練(令和5年度)



排水ポンプ車訓練(令和5年度)

